

令和6年8月26日

陳情第33号

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における職員への心理的圧力等の実態調査を求める陳情書

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における職員への心理的圧力等の実態調査を求める陳情書

【陳情趣旨】

2023年において、神奈川県各市町村では「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査及び自粛を求める陳情」が、南足柄市、綾瀬市、大和市、座間市、伊勢原市、海老名市、厚木市、清川村、寒川町、真鶴町、松田町で採択、趣旨了承されました。9月議会で不採択、議員配付になった逗子市、愛川町には、12月議会で「実態調査を求める陳情」を提出し採択していただきました。

さらに神奈川県では、2003年3月に川崎市が実態調査、昨年以降は南足柄市、大磯町、寒川町、真鶴町、逗子市が調査し改善へと大きく舵を切りました。

私どもは「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会」として自粛を求めています。小田原市議会においては、不採択でしたので、調査を行っていないので、「議員から職員へのハラスメント防止」の具体策には至っていないのが現状かと思われます。

ハラスメント防止の重要性は言うまでもありません。そこに反対する党・会派及び議員はいらっしゃらないかと思えます。そこで私どもも、会の名称を「ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会」として改め、ハラスメント問題解決に取り組むことにしました。

さらに「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、実態調査が19以上の自治体で行われています。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）に上っています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果も出されています（宇都宮市、霧島市等）陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、職員の苦痛は「なかったこと」にされ続けているのです。

厚生労働省が示す職場におけるパワーハラスメントの定義には「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とありますが、「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞記事（3月24日付）では、「議員と職員は事実上の上下関係」との見出しがついています。

議員が職務上の優位性（議員としての地位）を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘することは、そこに少なからず「心理的圧力が伴っている」現状があります。また、現在購読している職員においても「購読をやめたいが言い出しにくい」との回答が過半数となっています。すなわち、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的、経済的負担を与えるパワーハラスメント行為といえるのではないのでしょうか。

議員による職員に対するハラスメント行為は絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。貴議会においても、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙の勧誘・購読・集金に対して心理的圧力等を感じている職員がいないか、現状の把握に努めてください。

【陳情項目】

職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読することで、心理的な圧力等を感じたという実態が本当はないかどうかを、職員に寄り添って、調査・確認を行うように議会から行政に求めてください。

令和6年8月26日
小田原市議会議長
大川 裕 様

提出者
横浜市旭区四季美台55-6
ハラスメントから職員を守る県民の会
代表 出井 健三郎 ㊞

小田原市千代
大島 章江 ㊞